

事故発生時における尾道市への報告について

1 要 旨

介護保険サービス事業所がサービス提供時に事故が発生した場合については、「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年広島県条例第68号）」等の規定により、市町村に対して報告する必要があります。

2 報告の必要な範囲

報告の対象となる事故は、事業者が介護保険サービス提供中に発生した利用者又は入所者の事故であって、次のいずれかに該当する場合があります。

- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 事業者と利用者等、または利用者等の家族等関係者との間で、問題が生じる可能性がある事故が発生した場合
- (4) 利用者等が傷病等により死亡した場合であって、死亡の原因に疑義がある場合又は問題となる可能性がある場合
- (5) ノロウィルス等感染症が発症した場合
- (6) その他事業所等の管理者が必要と認められる事故が発生した場合

3 報告について

(1) 報告の時期

事故発生日から5日以内

※ただし、死亡事故の場合は、電話又はFAX等で早急に一報を入れてください。

(2) 様式

事故報告書

※様式に書ききれないときは、適宜、行の追加又は別紙を添付するなどの対応をお願いします。

(3) 報告方法

持参、郵送又はメール

※個人情報保護のため、メールによる提出の場合はパスワードをかけ、パスワードを記載したメールを別に送る等の対応を行ってください。

(4) 報告先

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所高齢者福祉課 介護保険係

k-fukusi@city.onomichi.hiroshima.jp

4 事故又は感染症発症時の本市の対応について

- (1) 報告のあった事故又は感染症について、必要があると認めるときは、介護サービス事業所に対

し質問や調査を行い、再発防止のための助言指導を行うことがあります。

(2) 賠償すべき事故が発生したときは、介護サービス事業所に対し損害賠償を速やかに行うよう助言指導を行うことがあります。

(3) その他必要があると認めるときは、広島県や関係保険者に通知することがあります。

5 その他

この取扱いについては、尾道市の被保険者に対する事故報告に係るものであり、尾道市以外の被保険者に対する事故については、それぞれの市町村に問い合わせてください。